水循環CHALLENGE企業
登録証

中央コンサルタンツ株式会社 殿

水循環登録・認証制度実施要綱第5条第1項に基づき、
貴社を、水循環に資する取組の具体的な目標を掲げる
「水循環CHALLENGE企業」として登録いたします。

登　録　番　号　26-160C

有　効　期　限　登録の日から3年間

令和8年10月30日

内閣官房水循環政策本部事務局

事務局長　塩井直彦

水循環
CHALLENGE
Water Cycle Challenge-company Registration